

平成19年10月10日	制定
平成20年 6月 1日	改正
平成21年 1月 5日	改正
平成21年 4月 1日	改正
平成22年 2月 5日	改正
平成22年 8月16日	改正
平成23年12月19日	改正
平成24年 7月 1日	改正
平成24年10月 1日	改正
平成26年 4月 1日	改正
平成27年 4月 1日	改正
平成28年 8月 1日	改正
平成30年 4月 1日	改正
令和 1年10月 1日	改正

(株)C I 東海

適合証明業務手数料規程

# 株式会社C I 東海

## 適合証明業務手数料規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める株式会社C I 東海（以下「C I 東海」という。）適合証明業務規程（以下「業務規程」という。）第20条第1項の規定により、適合証明業務に係る手数料について必要な事項を定める。

### (一戸建て住宅等の手数料)

第2条 一戸建て住宅及び重ね建て・連続建て住宅（賃貸住宅を除く。）の設計検査、中間現場検査又は竣工現場検査の手数は、別表1に掲げる額とする。

2 前項の設計検査において、次に掲げるフラット35Sの基準の適用を受けようとする場合は、第1項による額にそれぞれ次の額を加算する。

(1) 適用対象基準のうち省エネルギー性に関する基準（低炭素認定住宅、住宅事業主基準適合住宅、性能向上計画認定住宅、BELS認定住宅、省エネ住宅ポイント対象住宅及び集約都市開発事業計画認定住宅については、その写しを添付したものを除く。以下同じ。）によって設計したものは、10,000円/戸（税抜金額）とする。

(2) 適用対象基準のうち耐震性に関する基準について、構造計算（確認申請と同一の構造計算により確認済証を得たものを除く。）によって設計したものは、10,000円/戸（税抜金額）とする。

3 第1項の中間現場検査又は竣工現場検査の場合にあって、検査対象地域が別表第5に掲げる地域については、第1項による額に同表に掲げる割増手数料を加算する。

4 前項による割増手数料については、次に掲げるところによる。

(1) 申請者が同一で近傍地（概ね5kmの範囲）を含み2申請以上あり、同一日に検査ができるときは、1申請は割増手数料の高い額とし、他の申請は全て割増手数料を要しない。

(2) 確認検査の申請と申請者が同一で、同一日に検査ができるときは、割増手数料を要しない。

### (共同建て住宅の手数料)

第3条 共同建て住宅（フラット35登録マンションを除く。）の設計検査又は竣工現場検査の手数は、別表2に掲げる額とする。

2 共同建て住宅（フラット35登録マンション及び賃貸住宅融資）の設計検査又は竣工現場検査の手数は、別表3に掲げる額とする。

3 前各項の設計検査において、フラット35Sの基準の適用を受けようとする場合で、そのうち省エネルギー性に関する基準によって設計したものは、前各項による額に次に掲げる共同建て住宅の種類によりそれぞれ次の額を加算する。

(1) 第1項の共同建て住宅は、1棟10戸以下は10,000円/棟（税抜金額）又は1棟11戸以上は1,000円/戸（税抜金額）とする。

- (2) 前項の共同建て住宅は、1棟10戸以下は10,000円/棟(税抜金額)、11戸以上20戸以下12,000円/棟(税抜金額)又21戸以上50戸以下23,000円/棟(税抜金額)とする。
- 4 第1項又は第2項の竣工現場検査の場合にあって、検査対象地域が別表第5に掲げる地域については、第1項又は第2項による額と同表に掲げる割増手数料を加算する。
- 5 前項による割増手数料については、次に掲げるところによる。
- (1) 申請者が同一で近傍地(概ね5kmの範囲)を含み2申請以上あり、同一日に検査ができるときは、1申請は割増手数料の高い額とし、他の申請は全て割増手数料を要しない。
- (2) 確認検査の申請と申請者が同一で、同一日に検査ができるときは、割増手数料を要しない。

#### (既存住宅の手数料)

第4条 中古住宅及びリフォームは、別表4に掲げる額とする。

- 2 前項の場合にあって、検査対象地域が別表第5に掲げる地域については、前項による額と同表に掲げる割増手数料を加算する。

#### (手数料の減額)

第5条 この手数料規程の算定により難いと認められるとき等は、手数料の額を減額することができる。

#### (手数料の納入)

第6条 申請者は、設計検査、中間現場検査、竣工現場検査及び中古住宅等の申請時に適合証明手数料をそれぞれ現金により納入するものとする。ただし、適合証明手数料を銀行振込みにより納付したことを確認できた場合は、この限りでない。

- 2 前項の払込に要する費用は、申請者の負担とする。
- 3 第1項にかかわらず、別に定める一括支払いに関する協定書による方法によりことができる。

#### (再発行の手数料)

第7条 業務規程第31条の規定により再発行する場合の手数料は、1通につき4,000円(消費税込)とする。

#### (手数料の見積り)

第8条 第2条から第4条までの手数料について、次に掲げる場合にあっては、見積りによって決定する。

- (1) 継続して多数の申請が見込まれるとき、その他事務処理の効率が見込まれるとき
- (2) 現場検査について、宿泊を要する等の特別のとき
- (3) この手数料規定に定められていない事項に係る手数料のとき

## 附則

この規程は、平成19年10月10日から施行する。

この規程は、平成20年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 1月 5日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 2月 5日から施行する。

この規定は、平成22年 8月16日から施行する。

この規定は、平成23年12月19日から施行する。

この規定は、平成24年 7月 1日から施行する。

この規定は、平成24年10月 1日から施行する。

この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成28年 8月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 1年10月 1日から施行する。

別表1 一戸建ての住宅、重ね建て・連続建て住宅（戸当たり）

評価活用は 確認の検査及び建設住宅性能評価（一定の等級を満たすものに限る。）の申請をC I 東海に提出された場合

（税抜金額）

検査の種類		通常	竣工特例
設計検査		5,000 円	10,000 円
中間現場検査		10,000 円	—
竣工現場 検査		10,000 円	15,000 円
	評価活用	5,000 円	—

\*フラット35Sの基準の適用を受ける場合の設計検査については、それぞれ次の加算をします。

- ・省エネルギー性に関する基準（低炭素認定住宅、住宅事業主基準適合住宅、性能向上計画認定住宅、BELS認定住宅、省エネ住宅ポイント対象住宅及び集約都市開発事業計画認定住宅については、その写しを添付したものを除く。以下同じ。） 10,000 円/棟
- ・耐震性に関する基準 構造計算書（確認申請と同一の場合を除く。） 10,000 円/棟

別表2 共同建て住宅（フラット35登録マンションを除く。）（棟当たり）

評価活用は 確認の検査及び建設住宅性能評価（一定の等級を満たすものに限る。）の申請をC I 東海に提出された場合

（税抜金額）

検査の種類		10 戸以下	11 戸以上
設計検査		20,000 円	2,000 円/戸
竣工現場 検査		50,000 円	5,000 円/戸
	評価活用	40,000 円	4,000 円/戸

\*フラット35Sの基準の適用を受ける場合の設計検査については、次の加算をします。

- ・省エネルギー性に関する基準 1 棟 10 戸以下 10,000 円/棟  
1 棟 11 戸以上 1,000 円/戸

\*1 棟の戸数は建設戸数にかかわらず、対象戸数が算定根拠となります。

別表3 共同建て住宅（フラット35登録マンション及び賃貸住宅融資）（棟当たり）

評価活用は 確認の検査及び建設住宅性能評価（一定の等級を満たすものに限る。）の申請をC I 東海に提出された場合

（税抜金額）

検査の種類		10 戸以下	11 戸以上 20 戸以下	21 戸以上 50 戸以下
設計検査		18,000 円	21,000 円	41,000 円
竣工現場 検査		44,000 円	53,000 円	101,000 円
	評価活用	34,000 円	41,000 円	78,000 円

\*賃貸住宅の場合は、連続建て・重ね建ても含まれます。

\*フラット35Sの基準の適用を受ける場合は、設計検査について、次の加算をします。

- ・省エネルギー性に関する基準 1棟 10戸以下 10,000円/棟  
1棟 11戸 20戸以下 12,000円/棟  
1棟 21戸 50戸以下 23,000円/棟

\* 1棟の戸数は建設戸数にかかわらず、対象戸数が算定根拠となります。  
\* 51戸以上は、別途見積りとなります。

別表4 中古住宅・リフォーム住宅（戸当たり） (税抜金額)

適合証明	62,000円
------	---------

\* 耐震評価基準の審査が必要な場合は、別途見積りとなります。  
\* リノベ、リフォーム一体型及び賃貸住宅リフォームの審査が必要な場合は、別途見積りとなります。

別表5 検査対象地域による割増手数料 (税抜金額)

割増手数料	愛知県	三重県	岐阜県	静岡県
0	全域	桑名市・四日市市・鈴鹿市 いなべ市・津市・松阪市 亀山市・伊賀市・名張市 朝日町・木曾岬町・川越町 東員町・菰野町	岐阜市・羽島市・各務原市 可児市・多治見市・海津市 土岐市・岐南町・笠松町 安八町・輪之内町・坂祝町	湖西市
5,000円	—	伊勢市・鳥羽市・志摩市 明和町・多気町・大台町 玉城町・度会町・大紀町 南伊勢町	大垣市・瑞穂市・瑞浪市 神戸町・北方町	浜松市・磐田市 袋井市・掛川市 菊川市・森町
20,000円	—	尾鷲市・熊野市・紀北町 御浜町・紀宝町	本巣市・山県市・美濃市 関市・美濃加茂市・恵那市 中津川市・垂井町 関ヶ原町・揖斐川町・池田町 大野町・養老町・富加町 川辺町・八百津町・御嵩町	島田市・藤枝市 焼津市・牧之原市 御前崎市・吉田町
30,000円	—	—	その他市町村（都市計画区域内）	

共通事項

- (1) 申請者が同一で近傍地（概ね5kmの範囲）を含み2申請以上あり、同一日に検査ができるときは、1申請は割増手数料の高い額とし、他の申請は全て割増手数料を要しない。
- (2) 確認検査の申請と申請者が同一で、同一日に検査ができるときは、割増手数料を要しない。
- (3) 検査において、宿泊を要する等の特別のときは、別途見積りによります。